

九州大学大学院農学研究院研究教育支援センター実験室利用に関する要領

制 定：平成31年 3月14日
最終改正：令和 8年 月15日

- 第1条 この要領は、九州大学大学院農学研究院研究教育支援センター（以下「センター」という。）内規第9条の規定に基づき、センターにおける実験室の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 実験室を利用する者（以下「利用者」という。）は、原則として九州大学に籍を有する教職員・学生でなければならない。年度毎に所定の申込書により農学部教育研究基盤技術部コアファシリティ部門技術室（以下「部門技術室」という。）に申請し、その許可を得た上で利用を開始できる。
- 第3条 利用者は、貸与された利用証（カードキー）を用いて実験室に入室する。退室時に実験室内が無人になる場合は必ず施錠する。利用証を紛失、または故意に破損し使用不能となった場合、利用者は所定の再発行手数料を負担しなければならない。また、定期的に利用証の所有状況確認を受けるものとする。
- 第4条 実験室利用に際し、必要な試薬等の消耗品類や器具類は都度利用者が持ち込むこととする。届出や認可が必要な試料（輸入禁止品、遺伝子組換え生物、病原性微生物等）については必ず事前に持ち込みの可否を部門技術室に確認する。また、臨時的に実験室へ機器を持ち込む必要がある場合は必ず部門技術室に申し出るものとする。持ち込み物品の紛失や故障等不具合が発生してもセンターは責任を負わない。また、持ち込んだ物品を常設することは認めない。
- 第5条 実験室の利用については、原則として先着順とする。実験室に設置する機器の一部については利用予約を可能とする。予約時刻に間に合わない場合、急な予定変更が生じた場合は、担当職員または部門技術室にその旨連絡する。
- 第6条 利用者は、実験室の利用料金を納付しなければならない。利用料金は、実験室の維持管理に必要な消耗品等の費用を含む定額を別に定める。
- 第7条 火災、停電、盗難、その他事故や天変地異等不測の事態により、利用者、その関係者に被害が生じた場合、センターはその責任を負わない。また利用によって得られたデータファイル等のバックアップ作業は、利用者の責任においておこなうものとする。センターはこれらデータファイル等の破壊、消失、流出について一切の責任を負わない。
- 第8条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、実験室の設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 2 利用者が、実験室運営に著しく支障が生じる行為を行い、部門技術室の通告に関わらず改善がみられない場合、部門技術室は当該利用者に係る利用許可の取り消し、また将来にわたって利用の申請を拒否することができる。
- 第9条 この要領に定めるもののほか、センターの実験室利用全般に関し必要な事項は、部門技術室が定め、必要に応じセンター管理運営委員会に報告する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行する。